

第4期中期目標・中期計画及び法人評価について（案）

（基本方針）

- 第4期の中期目標・中期計画及び法人評価については、令和2年9月の国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議における中間とりまとめを踏まえ、国との関係性における新たな枠組み「自律的契約関係」のもと、国から国立大学法人に対して負託する役割や機能を明確化しつつ、国立大学法人の自律性をより一層高め、高い付加価値を生み出す国立大学を後押ししていくことを基本方針とする。

（具体的な方策）

○中期目標及び中期計画の在り方の見直し

- ・ 国立大学法人に求める役割や機能に関する基本的事項を中期目標大綱（仮称）として国から提示し、国立大学法人が、その中から自らの目指す方向性を踏まえ、第4期において特に変革を進め、特色化を図る項目を中期目標として選択するとともに、達成を目指す水準及び達成するための方策や検証可能な指標を中期計画として策定

※検証可能な指標には、中期計画の項目ごとに6年間で達成を目指す水準を定量的又は定性的に記載（法令上の措置を検討中）

※中期計画の複数の項目に同一の検証可能な指標を設定することは可

※検証可能な指標と、達成を目指す水準及び達成するための方策との関係性の説明を別途依頼予定（中期目標・中期計画素案提出時）

○中期目標及び中期計画の記載事項の見直し

- ・ 記載事項について国から提示する小項目を廃止するとともに、各法人が策定する中期目標及び中期計画の項目数について上限を設定
- ・ 別表に記載する学部等の名称や学生収容定員については簡素化を検討
- ・ 別の認可行為に係らしめている「中期目標期間を超える債務負担」等の削除を検討

○国立大学法人評価の見直し

- ・ 上記「達成を目指す水準及び達成するための方策や検証可能な指標」等に基づいて、各国立大学法人による自己評価を充実・強化するとともに、その結果について、広く公表することを通じて説明責任を果たす
- ・ その上で、評価委員会による年度評価の廃止を検討（法令上の措置を検討中）。それに伴い、業務の進捗状況を毎年度どのように確認していくのか、社会への説明責任と業務の効率化の両立の観点から、方策を検討

※大学共同利用機関法人についても国立大学法人に準じた対応とする。